

議案第37号

さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例

さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 〔略〕 第4章 行政指導（第30条— <u>第34条の2</u> ） <u>第4章の2 処分等の求め（第34条の3・第34条の4）</u> 第5章・第6章 〔略〕 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分（第3号の規定にかかわらず、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。第32条及び <u>第33条第2項</u> において同じ。）に該当しないものをいう。 (8) 〔略〕 （適用除外）	目次 第1章～第3章 〔略〕 第4章 行政指導（第30条— <u>第34条</u> ） 第5章・第6章 〔略〕 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分（第3号の規定にかかわらず、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。第32条において同じ。）に該当しないものをいう。 (8) 〔略〕 （適用除外）

第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、補助金等（さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分については、次章及び第3章並びに第34条の3の規定は、適用しない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条第2項において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第33条 [略]

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 [略]

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例若しくは知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例若しくは埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例（以下この条及び第34条の4第2項第4号において単に「条例」という。）に置かれているものに限る。以下この条及び第34条の4において同じ。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するとき

第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、補助金等（さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分については、次章及び第3章の規定は、適用しない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第33条 [略]

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 [略]

は、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

(処分の求め)

第34条の3 何人も、条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 条例等に違反する事実の内容

(3) 当該処分の内容

(4) 当該処分の根拠となる条例等の条項

(5) 当該処分がされるべきであると思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分をしなければならない。

(行政指導の求め)

第34条の4 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき行政指導がされていないと思料するときは、当該行政

指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該行政指導の内容

(4) 当該行政指導の根拠となる法律又は条例の条項

(5) 当該行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(さいたま市市税条例の一部改正)

2 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(さいたま市行政手続条例の適用除外) 第4条 [略] 2 <u>さいたま市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</u>	(さいたま市行政手続条例の適用除外) 第4条 [略] 2 <u>さいたま市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</u>

(さいたま市国民健康保険税条例の一部改正)

3 さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（さいたま市行政手続条例の適用除外） 第25条 [略] 2 <u>さいたま市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項</u> に定めるもののほか、徴収金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例 <u>第33条第3項</u> 及び第34条の規定は、適用しない。	（さいたま市行政手続条例の適用除外） 第25条 [略] 2 <u>さいたま市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項</u> に定めるもののほか、徴収金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例 <u>第33条第2項</u> 及び第34条の規定は、適用しない。